

# インターンシップに関する協定書

小山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、インターンシップに関して次のとおり協定する。

## 第1 実習生の受入れ

甲は、乙に所属する学生の就業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

## 第2 実習期間

実習生が実習を行う期間は、甲が指定することとし、原則として5日間を超えない範囲とする。

## 第3 実習時間

実習期間における1日の実習時間は、原則として午前9時から午後16時までとし、実習時間の途中で60分間の休憩時間を置くものとする。

## 第4 実習生の身分

実習生には、甲の職員としての身分は与えない。

## 第5 報酬及び費用弁償

甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

## 第6 実習に専念する義務

実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

## 第7 信用失墜行為の禁止

実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

## 第8 秘密を守る義務

実習生は、実習上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

## 第9 誓約

実習生は、誓約書を甲に提出しなければならない。また、乙は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

## 第10 事故責任等

- 乙及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、賠償責任保険及び災害傷害保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

## 第11 実習の中止

甲は、実習生が誓約書の規定に違反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。

## 第12 その他

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 小山市中央町1丁目1番1号  
小山市  
小山市長 浅野 正富 印

乙